

ID: 447

担当部署: 市民生活部 総合窓口課

処分の概要	傷病手当金の支給		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市国民健康保険条例 附則第5条から附則第8条まで		
例 規 番 号	平成17年条例第94号		
【根拠条文】 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金) 第5条 市は令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日から起算して1年6月を経過する日までの間、次条から附則第8条までに定めるところにより、傷病手当金を支給する。 第6条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整) 第7条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。 第8条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。 2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和2年4月14日	最終変更年月日	年 月 日